

議案第 25 号

飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

消防団員の処遇改善及び定数適正化等のための改正

飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例

飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年飛驒市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第2条中「850人」を「800人」に改める。

第9条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。ただし、中途において就任し、又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。

2 団員の年額報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 団長 82,500円
- (2) 筆頭副団長 75,000円
- (3) 副団長 69,000円
- (4) 分団長 50,500円
- (5) 副分団長 45,500円
- (6) 部長 37,000円
- (7) 班長 37,000円
- (8) 団員 36,500円
- (9) 災害支援団員 5,000円

3 前項の報酬は、支給する年度において活動実績のない団員（災害支援団員を除く。）には支給しない。

4 団員が災害等の職務に従事した場合は出動報酬を支給するものとし、その額は次のとおりとする。

(1) 災害及び捜索の場合 1日につき8,000円（4時間未満の場合は4,000円）

(2) 市が認める活動の場合 1日につき3,000円（4時間未満の場合は1,500円）

5 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める職務に従事した団員には、1回につき1,000円を超えない範囲で市長が定める額を支給する。

第13条第1項を次のように改める。

（費用弁償）

第13条 団員が災害や捜索に従事した場合において、分団長の指示により資機材運搬や、人員搬送等で自家用車を使用したときは、1日につき1,000円を支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>850人</u>とする。</p> <p>第3条～第8条 略 (服務規程)</p> <p>第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条～第11条 略 (報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>次のとおり報酬を支給する</u>。ただし、中途において就任し、又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。</p> <hr/> <p>__ 団長 <u>年額 82,500円</u></p> <p>__ 筆頭副団長 <u>〃 75,000円</u></p> <p>__ 副団長 <u>〃 61,000円</u></p> <p>__ 分団長 <u>〃 45,500円</u></p> <p>__ 副分団長 <u>〃 35,500円</u></p> <p>__ 部長 <u>〃 30,000円</u></p> <p>__ 班長 <u>〃 28,000円</u></p> <p>__ 団員 <u>〃 27,000円</u></p> <p>__ (災害支援団員 <u>〃 5,000円</u>)</p>	<p>第1条 略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>800人</u>とする。</p> <p>第3条～第8条 略 (服務規程)</p> <p>第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条～第11条 略 (報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>年額報酬及び出動報酬を支給する</u>。ただし、中途において就任し、又は退任した場合は、勤務した月割によって計算した額の報酬を支給する。</p> <p><u>2 団員の年額報酬の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 団長 <u>82,500円</u></p> <p>(2) 筆頭副団長 <u>75,000円</u></p> <p>(3) 副団長 <u>69,000円</u></p> <p>(4) 分団長 <u>50,500円</u></p> <p>(5) 副分団長 <u>45,500円</u></p> <p>(6) 部長 <u>37,000円</u></p> <p>(7) 班長 <u>37,000円</u></p> <p>(8) 団員 <u>36,500円</u></p> <p>(9) 災害支援団員 <u>5,000円</u></p>

2 報酬は、支給する年度において活動実績のない者（災害支援団員は除く。）には支給しない。

（費用弁償）

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号により費用弁償を支給する。

- (1) 水火災等の災害及び捜索の場合 1回につき6,000円（ただし、4時間未満は3,000円）
- (2) 警戒の場合 1回につき1,500円
- (3) 訓練の場合 1回につき1,500円
- (4) 式典等行事の場合 1回につき1,500円
- (5) 地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発の場合 1回につき1,500円

2 略
以下 略

3 前項の報酬は、支給する年度において活動実績のない団員（災害支援団員を除く。）には支給しない。

4 団員が災害等の職務に従事した場合は出動報酬を支給するものとし、その額は次のとおりとする。

- (1) 災害及び捜索の場合 1日につき8,000円（4時間未満の場合は4,000円）
- (2) 市が認める活動の場合 1日につき3,000円（4時間未満の場合は1,500円）

5 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める職務に従事した団員には、1回につき1,000円を超えない範囲で市長が認める額を支給する。

（費用弁償）

第13条 団員が災害や捜索に従事した場合において、分団長の指示により資機材運搬や、人員搬送等で自家用車を使用したときは、1日につき1,000円を支給する。

2 略
以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	消防団員の処遇改善及び定数適正化等のための改正
制定改廃の根拠等	消防庁長官通知に基づく改正及び市独自の改正
条例の概要	<p>(1) 消防団員の処遇改善</p> <p>全国的に消防団員数が減少傾向にある中で、その確保を図るため、消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）により、消防団員の処遇改善等の積極的取組を行うよう通知された。これを受け、本市においても団員の処遇改善を目的として同基準に準じた改正を行う。</p> <p style="text-align: right;">（第12条、第13条関係）</p> <p>〔改正の内容〕</p> <p>① 年額報酬の増額</p> <p>② 出動報酬の創設</p> <p>③ 特に必要と認められる職務に対する出動報酬の創設</p> <p>④ 費用弁償の必要額措置</p> <p>(2) 消防団員定数の適正化</p> <p>消防団員定数を消防団実員数と整合させるための改正を行う。</p> <p style="text-align: right;">（第2条関係）</p> <p>(3) 災害の定義の改正</p> <p>災害の定義を明確化するため所要の改正を行う。 （第9条関係）</p>
市民への影響等	消防団員にとって有利となる改正。また、団員確保を図ることによって地域防災力の強化・維持に繋がる。
施行日	令和4年4月1日
備考	